

はじめに



金ケ崎町は、連携と協働のもと、人と地域のつながりや支えあいを大切に、いまもこれからも住みたい町、住んで良かったと言える町の実現を目指してまいりました。令和3年度からは第十一次金ケ崎町総合計画がスタートとなりますが、施策の推進にあたり、男女共同参画は欠かせない視点となります。

昨今、社会情勢は、少子高齢化の進展や人口減少問題の深刻化、人々のライフスタイルの多様化など、日々変化をみせています。

金ケ崎町においても、こうした情勢の影響を受け、人口構成の変化や若い世代の都市部への流出等による地域の担い手の不足等の様々な課題を抱えております。

こうした中においても、私たちの社会が持続的な発展をしていくためには、すべての個人が、お互いに人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が重要です。

この度策定した「第3次金ケ崎町男女共同参画基本計画」は、これまでの当町の取組や情勢を踏まえ、基本的な視点の「気づき」を促す啓発活動により、一人ひとりの意識、家庭や地域の意識を変えていくことに重きを置いた施策を推進していくことともに、持続可能でよりよい世界を目指す国際目標であるSDGsとの関連を示し、国際協調を図りながら推進する計画となっております。

推進に当たっては、町民の皆様、事業者や女性団体等の皆様とも連携し、取り組みを展開してまいりたいと存じますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

最後に、計画の策定にあたりまして、貴重なご意見をいただきました金ケ崎町男女共同参画計画策定委員会、金ケ崎町生涯教育審議会の皆様はじめ、関係各位、アンケートにご協力いただきました多くの町民の皆様に、心から感謝申し上げます。

令和3年3月

金ケ崎町長 高橋 由一

= 目 次 =

第1章 総論

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	3

第2章 金ヶ崎町の現状と課題

1 第2次基本計画の成果と課題	4
2 金ヶ崎町男女共同参画に関する意識調査結果	5

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本目標	7
2 本計画で重視する視点	8
3 計画の体系	9

第4章 計画の推進

1 多様な生き方を選択できる社会の実現	11
2 安全安心な暮らしの実現	13

第5章 計画の進捗管理

1 事業進捗の考え方	15
2 進捗管理の考え方	15

第1章 総論

1 計画策定の趣旨

男女共同参画社会とは、すべての人が互いの人権を尊重し、対等な立場で、社会のあらゆる分野に参画し、責任を分かち合い、それぞれの個性と能力を発揮できる社会の事です。

国では、平成11年に「男女共同参画基本法」を制定し、金ケ崎町では、平成12年に「輝く未来への男女共同参画計画」を策定、平成16年に「男女共同参画推進条例」を制定しました。

平成23年には、社会環境の変化などに対応した「輝く未来への男女共同参画計画 第2次基本計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取組を進めてきました。

金ケ崎町が男女共同参画社会の実現に向けた取組を進め、約20年が経過しますが、その間、人口減少や少子高齢化、経済のグローバル化、価値観の多様化等、社会は大きく変化しています。

また、男女間の暴力に関する問題の多様化、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）や女性の活躍支援に関する事等、男女共同参画に関する新たな課題の発生や取組の必要性が求められています。

さらに、男女の性別のみならず、多様な性を含めたすべての人が尊重され、対等な立場で参画する事の出来る社会の実現も求められています。

一方で、性別による役割分担意識は根強く、家庭や地域、慣習など様々な分野で男女の不平等が解消されていない現状も見えています。

政治・経済の場への女性の参画や子育て・介護の役割分担等への男性の参画が進んでいない状況もあるなど、多くの課題が残されています。

このような状況を踏まえて、男女共同参画社会を実現するための総合的な行動計画として、「第3次計画」を策定し、この計画を行動指針に各種施策を推進するものとします。

2 計画の位置づけ

- (1) この計画は、金ヶ崎町第十一次総合計画を上位計画とし、それぞれの分野別に策定された諸計画との整合性を図りながら、男女共同参画社会を形成するための施策を推進する計画です。
- (2) この計画は、男女共同参画社会基本法及び岩手県男女共同参画推進条例の基本理念を尊重し、金ヶ崎町男女共同参画基本条例に基づき施策を推進するための計画です。
- (3) この計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に定める「市町村基本計画」を兼ねる計画です。
- (4) この計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に定める「市町村推進計画」を兼ねる計画です。
- (5) この計画は、「持続可能な開発目標※1（以下「SDGs」という。）」との関連を示すことにより、国際協調を図りながら推進する計画です。

※1：持続可能な開発目標（SDGs）

2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のこと。

持続可能な開発目標（SDGs）



※出展：国際連合広報センター

SDGsの詳細

目標 1	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
目標 2	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
目標 3	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
目標 4	すべての人に包摂的かつ公平な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
目標 5	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う
目標 6	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
目標 7	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
目標 8	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働き甲斐のある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する
目標 9	強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
目標10	各国内及び各国間の不平等を是正する
目標11	包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市および人間居住を実現する
目標12	持続可能な生産消費形態を確保する
目標13	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
目標14	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
目標15	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
目標16	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
目標17	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化

3 計画の期間

令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）

※ただし、成果指標については5年後の目標値とし、5年経過時に後期の目標値を定めます。

第2章 金ケ崎町の現状と課題

I 第2次基本計画の成果と課題

(1) 第2次基本計画の成果

第2次基本計画（金ケ崎・きらめきプラン）では、「男女が共に輝く 心豊かなまち」を基本目標とし、3つの取組目標を定め、取組を推進してきました。

男女共同参画に関する学習機会の充実や、広報・啓発活動、ドメスティック・バイオレンス（※2）への対策等の様々な取組を行う中で、金ケ崎町女性百人会による「女性の視点からの防災パンフレット」が作成されるなど、徐々に男女共同参画の推進が図られています。

※2：ドメスティック・バイオレンス（DV）

配偶者や恋人など親密な関係にある者からの身体的、精神的、経済的、または言語などの暴力及び虐待のこと。

《第2次基本計画の主な成果指標の進捗状況》

取組目標	主な指標	H 27	R 1	目標値
I みんながいきいきと暮らせる社会を目指す		-	-	-
1 学習機会の充実と推進体制の整備	①男女共同参画社会という用語の認知度	58.3%	50.52%	80.0%
	②男女共同参画サポーター数	20名	26名	30名
2 広報・啓発活動の充実	③広報かねがさき掲載回数	12回	4回	6回
II みんなが共に人権を尊重しあう社会を目指す		-	-	-
3 人権意識の高揚促進	④「個々の人権が尊重されていない」と感じている人の割合	19.7%	⑤の指標に統一	
	⑤地位が「平等である」と感じている人の割合	男性 31.6% 女性 22.6%	男性 15.18% 女性 6.74%	男性 50.0% 女性 50.0%
4 あらゆる暴力の根絶	⑥DVに係る啓発事業実施回数	4回	2回	4回
	⑦児童虐待にかかる啓発事業実施回数	4回	5回	5回
	⑧高齢者虐待にかかる啓発事業実施回数	4回	0回	4回
III みんなが責任を分かち合い協力しあう社会を目指す		-	-	-
5 家庭・地域社会・職場での男女共同参画の推進	⑨保育園の待機児童	2人	0人	0人
	⑩幼稚園の預かり保育利用児童数	長期 32人 一時 107人 延長 16人	長期 39人 一時 67人 延長 19人	長期 32人 一時 107人 延長 16人

	⑪子育て親子サークル数	6カ所	4カ所	6カ所
	⑫放課後児童クラブ数	6クラブ	8クラブ	7クラブ
	⑬地域ケア会議開催回数	10回	16回	10回
	⑭障害者自立支援協議会専門部会開催数	28回	13回	24回
6 政策・方針決定の場への女性の参画推進	⑮審議会・委員会等の女性委員の割合	29.2%	29.1%	30.0%

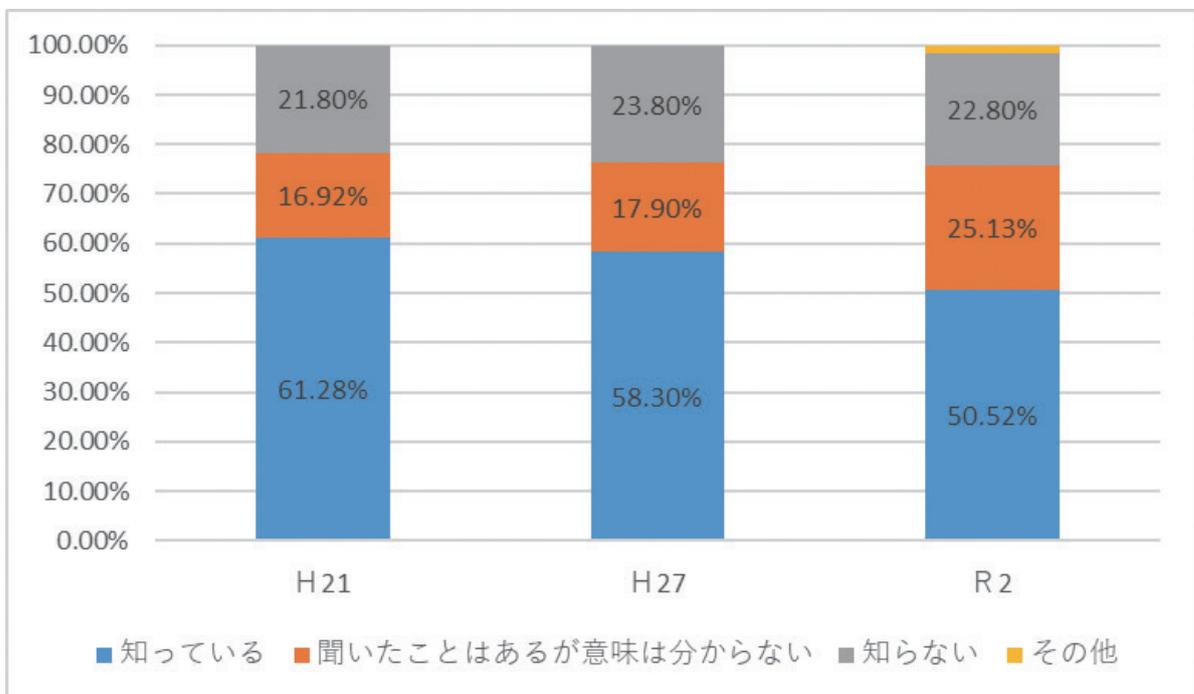
(2) 第2次基本計画の課題

① 男女共同参画社会という言葉の認知度

令和2年8月に実施した「金ヶ崎町男女共同参画に関する意識調査（以下「アンケート」という。）」では、「男女共同参画社会という言葉を知っている人」の割合が50.52%となりました。

第2次基本計画で定めた成果指標では80%を目標値と定め、様々な啓発活動や広報紙などを通じた周知活動を行ってきましたが、啓発活動の手段などについて、必ずしも十分でなかった可能性があります。

	平成21年	平成27年	令和2年
男女共同参画社会という言葉を知っている人の割合	実績 61.28%	実績 58.3%	実績：50.52% (目標：80.0%)



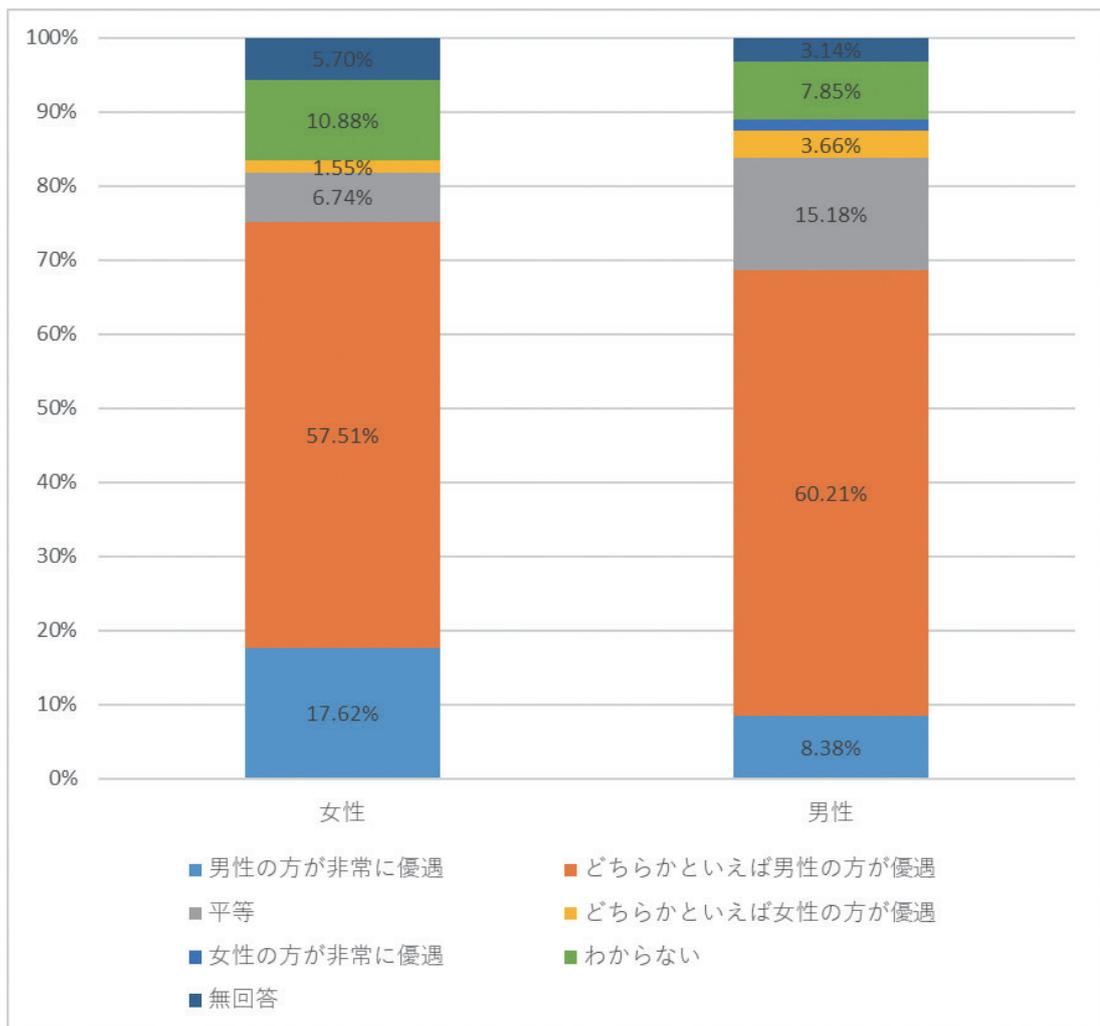
② 地位が平等であると感じている人の割合

第2次基本計画で定めた成果指標では、男性、女性ともに50.0%を目標値と定め取組を進めてきましたが、アンケートでは、「男女の地位が平等になっていると思う人」の割合が、男性は15.18%、女性は6.74%となりました。

アンケート結果からは、男性の育児休業の取得や、女性の審議会・委員会委員の増加など、制度的な改善は図られているものの、家庭や地域の中で「男性の方が優遇されている」と答える人が多い状況です。

このような状況から、いまだに「男性はこうあるべき」「女性はこうあるべき」という固定的な見方をされている人が多い可能性があります。

	平成 21 年	平成 27 年	令和 2 年
地位の平等感について「平等である」と感じている割合	男性 約 30% 女性 約 20%	男性 31.6% 女性 22.6%	《実績》 男性 15.18% 女性 6.74% 《目標》 男性 50.0% 女性 50.0%



※令和2年アンケートでは「社会全体として男女が平等になっていると思いますか」という設問

第3章 計画の基本的な考え方

I 基本理念

多様な生き方が尊重される魅力的なまち 金ケ崎 ～女性にとって暮らしやすいまちを創る～

第2次基本計画では、「男女が共に輝く心豊かなまち金ケ崎」を基本目標に、男性も女性も人権を尊重し、責任を分かち合い協力しあう社会の実現を目指してきました。

様々な施策に取り組んできましたが、アンケート結果では、家庭や地域、慣習などの各分野において、「男性の方が優遇されている」と回答される方が男女ともに多いという結果になりました。

平成11年に男女共同参画社会基本法が施行され、20年が経過しますが、いまだに「男性はこうあるべき」「女性はこうあるべき」という固定的な見方がある事が推察されます。

金ケ崎町は、第十一次総合計画の重点プロジェクトの一つとして「女性にとって魅力的なまちを創る」を柱の一つに掲げていますが、男女共同参画の視点からは、特に人権的な配慮が大切な視点となります。

男性も女性も公平な制度のもとに仕事を選択でき、家庭内での役割分担が進むこと、自らの時間、家庭での時間の使い方が選択できるよう、家庭や職場、地域が多様な生き方、暮らし方を尊重することが求められます。

また、現代では、生理学的な性別だけではなく、ジェンダー（※3）の視点や、LGBT（※4）等の性的マイノリティーの方々も、一人ひとりの人権が守られ、魅力的な生活ができることが重要な社会となっています。

第3次金ケ崎町男女共同参画計画においては、このようなすべての町民の多様な生き方が尊重され、個性と能力が発揮できるまちの実現を目指します。

《成果指標》

項目	現状値（R2）	目標値（R7）
社会全体として男女の地位が平等であると感じている人の割合	10.88%	16.32%

2 基本的視点

I 一人ひとりの「気づき」を促す啓発活動

社会全体では、様々な分野で制度の公平性が進んできていますが、住民アンケートからは、家庭や地域において、男女共同参画の必要性や内容について理解が十分とは言えない状況です。

一人ひとりの意識を変えていくためには、丁寧でわかりやすい啓発活動による「気づき」が重要になってくることから、改めて地道な啓発活動の中から、家庭や地域、慣習などを変えていくことを重視します。

II 人権に配慮した安全安心の確保

男女間の暴力は、いつ誰が被害に遭うか分からないことから、平時において相談できる人、相談できる場所を知っておくなど、一人ひとりの日ごろの備えが必要になってきます。

また、自然災害の増加や大規模な感染症による健康被害など、新たな不安要素の発生により、私たちの暮らしの安全安心が脅かされています。

日常生活を過ごす中で、万が一に備えた安全の確保を行う事が、一人ひとりの安心に繋がることから、男性、女性それぞれに配慮した環境整備を重視します。

※3：ジェンダー

社会的性別とも言われ、私たち一人ひとりが持っている「男らしさ」や「女らしさ」についてのイメージや意識、考え方のことです

※4：LGBT

女性同性愛者、男性同性愛者、両性愛者、トランスジェンダーの各単語の頭文字を組み合わせた表現です

3 計画の体系

《基本理念》

多様な生き方が尊重される魅力的なまち 金ヶ崎
～女性にとって暮らしやすいまちを創る～

5 ジェンダー平等を
実現しよう



成果指標

社会全体として男女の地位が平等であると
感じている人の割合

《基本的視点》

I 一人ひとりの「気づき」を促す啓発活動

II 人権に配慮した安全安心の確保

《基本目標》

I 多様な生き方を選択
できる社会の実現

地域・家庭での男女
共同参画の推進

政策・方針決定の場へ
の女性の参加推進

学習機会の充実と
推進体制の整備

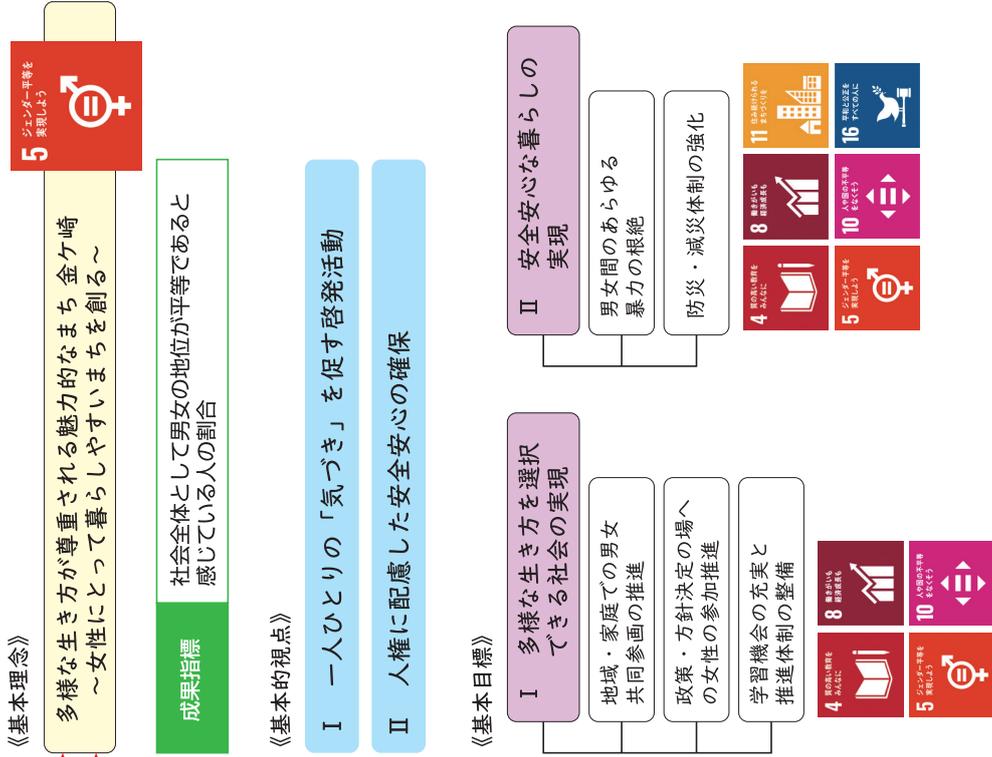
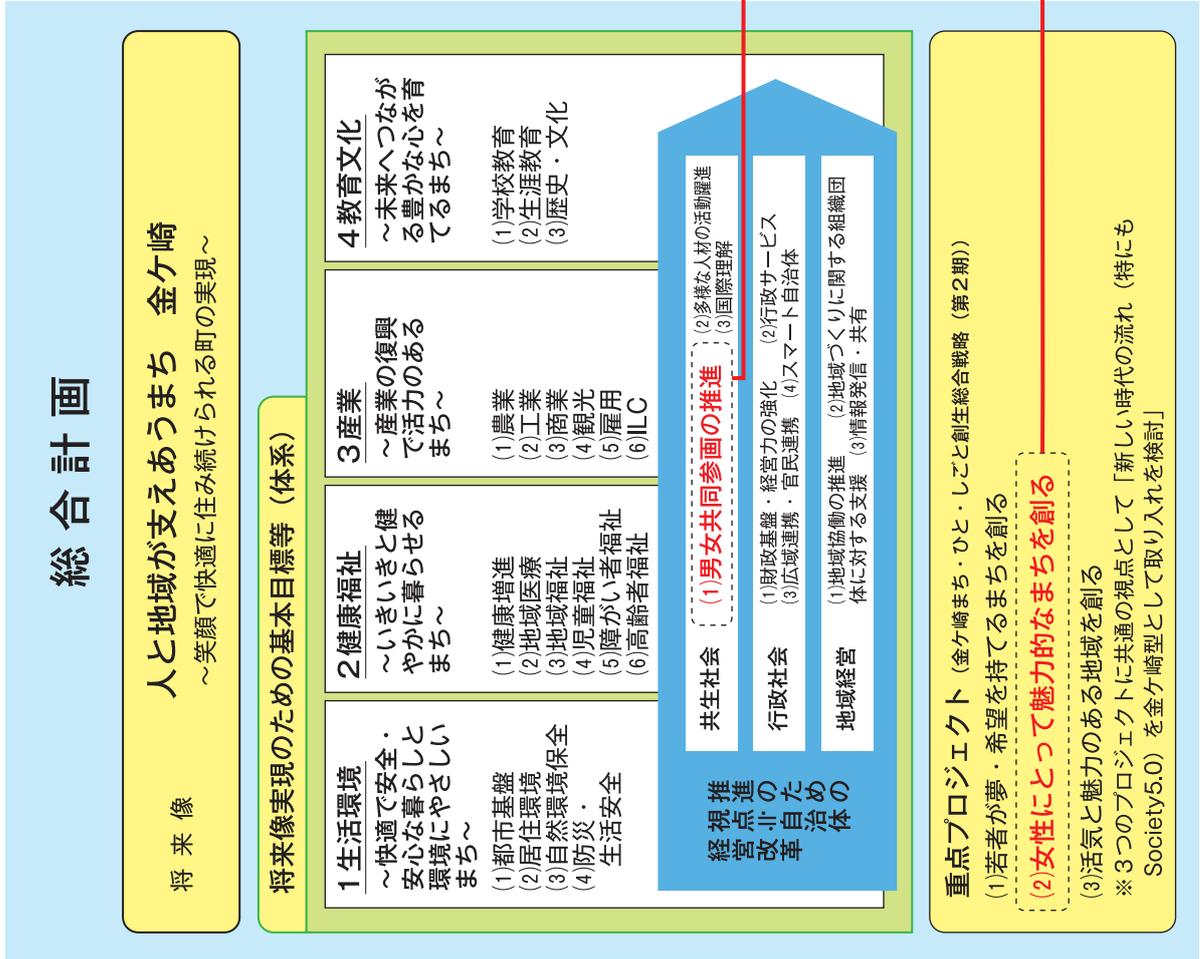
II 安全安心な暮らしの
実現

男女間のあらゆる
暴力の根絶

防災・減災体制の強化



第3次金ケ崎町男女共同参画基本計画



I 多様な生き方を選択できる社会の実現

《現状と課題》

- ▶住民アンケートの結果を見ると、家庭や地域の中、社会慣習などの様々な分野で男性が優位であると感じている方が多い状況です。
- ▶男性の育児休業の取得など、様々な制度面では男女の機会の平等は進んできているものの、家庭内で「男性はこうあるべき」「女性はこうあるべき」といった慣習や、世代間の考え方の相違なども見受けられます。
- ▶地域社会において女性の意見や考え方が反映されていると答えた方は56.5%と社会的な女性参画意識は高いことが伺えます。しかし一方で、世代間の考え方や課題の把握などは充分とは言えません。

《施策の方向》

男性の育児休業の取得など、様々な分野で男女間の公平な制度が広がりつつありますが、住民アンケートの結果からは、家庭や地域、社会通念などの様々な分野で「男性が優位である」と感じている方が多いことがわかりました。

社会的な制度が整いつつあるなかで、家庭や地域などで根強い「男性はこうあるべき」「女性はこうあるべき」という目に見えない空気を変えていくことが重要になってきます。

このような中で、一人ひとりが男女共同参画という言葉の意味や必要性に対する「気づき」を促し、少しずつ家庭や地域、社会の慣習などを見直していくための継続的、多角的な啓発活動を進めます。

《成果指標》

項目	現状値（R2）	目標値（R7）
「男女共同参画社会」という言葉を知らない人の割合	22.80%	11.40%

《具体的な取り組み》

I 地域・家庭での男女共同参画の推進

地域や家庭において、昔からの「男性はこうあるべき」「女性はこうあるべき」という慣習はいまだ根強く残っていることが予想されることから、様々な機会を通じて男女共同参画社会の必要性などについて啓発活動を通じた理解を促します。

《主な事業》

- ・「広報かねがさき」やHPを活用した先進事例や町内事業者の取組などの周知
- ・男女共同参画推進員等の推進組織に対する研修実施
- ・自治組織などに対する男女共同参画に配慮した事例提供

II 政策・方針決定の場への女性の参加促進

若い世代の声が反映できるようSNSやワークショップの開催、会議開催時間帯の見直しなどにより、特定の年代や個人に偏らない幅広い層の参加・参画を促進します。

《主な事業》

- ・審議会、委員会における女性登用の推進と女性が参加しやすい環境整備
- ・SNSやワークショップなどを活用した女性意見の反映

III 学習機会の充実と推進体制の整備

就職や家族の転勤などにより、金ケ崎町に引っ越してこられる女性や、子どもの成長に合わせ、専業主婦やパート勤務などを選択する女性も多くいらっしゃいます。

このような中で、子育てやコミュニティ、就業に関する情報発信や学習機会の充実を図ります。

《主な事業》

- ・町民大学などを活用した学習機会の提供
- ・岩手県などが開催する学習機会の周知
- ・男女共同参画に関係する団体への支援
- ・教育機関や民間企業と連携した学習機会の提供

Ⅱ 安全安心な暮らしの実現

《現状と課題》

- ▶ドメスティック・バイオレンス（DV）被害件数や相談件数は多い状況ではありませんが、万が一の場合に相談できる場所の存在が十分に周知されているとは言えない状況です。
- ▶自然災害の増加や大規模な感染症による健康への影響など、私たちの生活における安全安心がこれまでと状況を一変させる時代となっています。
- ▶女性百人会による「女性の視点からの防災パンフレット」の作成等、徐々に女性に寄り添った意識は醸成されつつありますが、避難所運営や自主防災組織は男性中心になっている可能性があります。

《施策の方向》

女性が安心して生活できるまちづくりを目指し、あらゆる暴力の根絶や、災害時に安心して避難できる環境が重要になってきます。

関係機関と連携した環境整備を推進するとともに、自治組織や自主防災組織など、地域の中でも女性の意見を取り入れる仕組みづくりを促進します。

《成果指標》

項目	現状値（R2）	目標値（R7）
地域社会の中で男女の地位が平等であると答えた割合	21.24%	53.10%

《具体的な取り組み》

I 男女間のあらゆる暴力の根絶

ドメスティック・バイオレンスには、身体的な暴力の他、精神的な暴力、経済的な暴力、性的暴力など暴力の多様化が進んでいます。

様々な暴力があることを広く啓発を行い、地域社会全体として暴力の根絶や被害の防止を促進します。

また、男女共同参画推進相談窓口や人権擁護委員の存在を広く周知します。

《主な事業》

- ・男女共同参画推進相談窓口の設置と周知
- ・DVなどに対する住民理解の促進のための啓発活動

Ⅱ 防災・減災体制の強化

自然災害が増加する中で、人権に配慮した避難所の環境整備を進めるほか、自治組織や自主防災組織における体制整備を促進します。

《主な事業》

- ・人権に配慮した避難所運営のための定期的な見直しの実施
- ・人権に配慮した自主防災組織などの先進事例の事例紹介

第5章 計画の進捗管理

1 事業推進の考え方

本計画では、「一人ひとりの「気づき」を促す啓発活動」を重視して位置づけていますが、一人ひとりの意識、家庭や地域の意識を変えていくことは、男女共同参画社会におけるもっとも重要で、難しい事の一つです。

基本理念や基本的な視点を達成するために、効果的な事業の検証を行い、常に事業に対して必要な見直しを行いながら進めていくことが重要になってきます。

このような中で、本計画に記載の事業を実施しながら、計画に対する評価を定期的に行い、PDCAサイクルを意識しながら事業の見直しを進めていきます。

2 進捗管理の考え方

本計画の策定主体である金ケ崎町が中心となり事業を実施する他、岩手県などの関係機関、事業者、自治組織などと連携を取りながら、より効果的な事業実施のための改善を加えていきます。

また、毎年度のアンケート調査は住民負担の観点から困難であるため、5年毎にアンケート調査を実施し、毎年度の事業評価については、関係機関との話し合いを基本に進捗管理を行います。